

鳥取県障がい者による文化芸術活動 推進計画概要

鳥取県では、平成30年6月に施行された障害者による文化芸術活動推進法を踏まえ、共生社会の実現を目指し、本県がこれまで行ってきた障がいのある人の文化芸術活動の推進に向けた取組を更に発展させていくため、「障がい者による文化芸術活動の推進計画」を全国に先駆けて平成30年10月に策定しました。

1 計画の位置付け

障害者による文化芸術活動推進法第8条第1項に基づき、本県における障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する計画について定める。

2 計画期間

平成30年度から平成35年度まで

3 推進体制

県、市町村、障がい福祉関係団体等が、新たに設置する文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を活用して、以下の項目を柱として、障がいのある人の文化芸術活動を推進する。

4 推進項目

① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大

文化芸術の公演等における音声ガイドなどの導入、手話通訳などの設置や文化芸術施設等のバリアフリー化の推進、本県主催の障がい者舞台芸術祭や障がい者芸術・文化作品展の開催など、障がいのある人が文化芸術活動を鑑賞しやすい環境を整備する。

② 文化芸術の創造の機会の拡大

補助金等により障がいのある人の文化芸術活動を支援するとともに、参加体験(ワークショップなど)を通じ、障がいのある人も幅広い分野の選択肢の中から自分に合った分野に取り組むことができるよう支援する。

③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保

障がいのある人の作品等の発表機会の確保や補助金による発表機会の創出とともに、国や関係団体等と連携し、優れた文化芸術活動の成果を海外へ発信する。また、文化芸術活動の取組について、更なる情報発信を実施する。

④ 作品等の評価、販売、権利保護等の推進、相談体制の整備

作品等の実情の調査や専門的な評価の機会を設けるとともに、芸術上価値の高い作品等の適切な記録や保存、販売等の支援、及び著作権等の権利の保護等を学ぶ研修会を開催する。また、文化芸術活動についての相談体制を整備する。なお、評価の高い作品等を創作する障がいのある人については、必要に応じて、作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援や所有権、著作権その他の権利の保護等について指導・助言ができる専門家を招聘するなど、支援体制を整備する。

⑤ 文化芸術活動を通じた交流の促進

障がいの有無にかかわらず共に文化芸術活動を行い交流する場として、参加体験(ワークショップなど)の機会を提供するほか、特別支援学校と他の学校等との文化芸術活動を通じた交流の支援や、文化芸術に係る国際的な催しへの障がいのある人の参加を促進する。また、障がいのある人が子どもや高齢者などと共に文化芸術活動を行い、交流する機会の創出を支援する。

⑥ 人材育成等

障がい福祉サービス事業所の職員、文化芸術関係者等が、研修会や参加体験(ワークショップなど)等を通して、障がいのある人の創作活動の支援方法、著作権等の保護等について学ぶ機会を提供する。

